

政令

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十一号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

- 内閣総理大臣 麻生 太郎
総務大臣 佐藤 勉
財務大臣 森 英介
文部科学大臣 与謝野 馨
厚生労働大臣 塩谷 立
農林水産大臣 外添 要
経済産業大臣 石破 茂
国土交通大臣 二階 俊博
金子 一義

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第二号中「二十八キロワット」を五十・四キロワットに改め、同条に次の二号を加える。
二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じても適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの）に限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）
二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、あて先ごとに一定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの）に限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）
第二十二條の表に次のように加える。
二十一 ルーティング機器 二千五百台
二十三 スイッチング機器 千五百台

この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

経済産業大臣 二階 俊博

内閣総理大臣 麻生 太郎

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十三号

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。
株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。
第十四条中「第四十五条第一項」を「第四十五条第二項」に改める。

この政令は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

- 財務大臣 与謝野 馨
経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣 麻生 太郎

省令

○法務省令第三十一号

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行に伴い、及び技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第四百四十五条第二項第七号イの規定に基づき、電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年六月十九日
法務大臣 森 英介

電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令

電子公告に関する登記事項を定める省令（平成十八年法務省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一号中、中小企業団体の組織に関する法律を、及び中小企業団体の組織に関する法律に改め、及び鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条を削る。

第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第四百四十五条第二項第七号イ

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。
○財務省令第二号
経済産業省

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）の施行に伴い、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年六月十九日
財務大臣 与謝野 馨
経済産業大臣 二階 俊博

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令
経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。
第十八条中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、第四十四条第一項を「第四十四条第二項」に、第四十五条第一項を「第四十五条第二項」に、同条第二項第一号を「同条第三項第一号」に改める。
第十九条及び第二十条中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、第四十四条第三項を「第四十四条第四項」に改める。
第二十一条中「第四十七条第二項」を「第四十七条の二第二項」に改める。

この省令は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。